

目 次

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の区域変更

津市公告

津市森林整備計画の案の縦覧

津市市民課窓口等業務委託に係るプロポーザルの実施

津市ファミリー・サポート・センター業務に係るプロポーザルの実施

養育支援訪問事業における育児及び家事支援業務に係るプロポーザルの実施

津市農業振興地域整備計画の変更

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中ノ村自治会

三重県津市白山町中ノ村 1 1 5 番地

代表者 中嶋 則夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷 啓司 三重県津市白山町中ノ村 1 9 1 番地 2
変更後	中嶋 則夫 三重県津市白山町中ノ村 2 6 5 番地 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 3 年 1 月 2 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 3 8 9 新町 4 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町 1 0 7 9 番 1 地先から津市久居新町 1 0 8 6 番 2 地先まで	旧	4.4 ~ 4.4	56.4

2 路線名 3 2 2 8 桜花台 3 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町二本木字大堂川原 2 番 1 3 地先から津市白山町二本木字大堂川原 2 番 1 3 地先まで	旧	2.3 ~ 2.5	18.0

津市公告第 18 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により、津市森林整備計画を樹立したいので、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該計画の案に意見がある者は、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 3 年 2 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山庁舎 2 階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

令和 3 年 2 月 16 日から令和 3 年 3 月 18 日まで

津市公告第 19 号

次のとおり津市市民課窓口等業務委託公募型プロポーザルを実施しますので、
公告します。

令和 3 年 2 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 業務名

津市市民課窓口等業務委託

(2) 予算額

ア 令和3年度予算額

25,560,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 令和4年度から令和6年度まで（予定）

281,160,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(3) 担当部署

津市市民部市民課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話：059-229-3143

E-mail: 229-3143@city.tsu.lg.jp

2 委託業務の範囲

- (1) 証明書窓口業務
- (2) 印鑑登録業務
- (3) 窓口受付及び入力業務
- (4) 戸籍関連業務
- (5) フロアアシスタント業務
- (6) 本庁舎における受付・案内業務
- (7) 市民課電話対応業務
- (8) その他市民課窓口に関する業務

3 履行期間

契約締結日から業務開始日までを業務準備期間とし、業務実施期間は、令和4年1月3日から令和6年12月28日までとする。

本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、契約締結の日の属する年度以降に津市の歳入歳出予算の金額に減額があった場合、契約内容を変更し、又は解除することがある。

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）

からダウンロードすること。

5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	令和３年２月１７日（水）
質問書の提出期限	令和３年２月２６日（金）正午
質問書の回答	令和３年３月３日（水）
参加申込書類の提出期限	令和３年３月８日（月）正午
参加資格審査結果通知	令和３年３月１０日（水）
企画提案書等の提出期限	令和３年３月１７日（水）正午
第１次審査選定結果通知	令和３年３月１９日（金）
第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定）	令和３年３月２６日（金）
最優先候補者決定	令和３年３月３０日（火）

6 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす単独事業体であること。

- (1) 津市契約規則(平成１８年津市規則第４０号)第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑(登録)証明書
- (2) 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成２１年４月８日施行)による指名停止を受けている者でないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 直近2事業年度において、いずれも債務超過となっていないこと。
- (8) 業務責任者として、ア、イ、ウのすべての要件を満たす者を常時1名以上配置できる者であること。
- ア 正規雇用者
- イ 20人以上の従事者に指導・監督した経験が継続して1年以上ある者
- ウ 不特定多数の方を対象に官公庁や民間を問わず、クレーム処理等の経験が継続して1年以上ある者
- (9) 当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (10) 過去5年間に国、独立行政法人等又は地方公共団体の公金の収納及び当該収納した金銭を金融機関へ払い込むまでの事務について、同規模かつ1

年以上継続した履行実績を有すること。

- (11) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (12) 事業者が、プライバシーマーク、ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001のいずれかの資格を有すること。
- (13) 損害賠償保険や損害保険など、業務の遂行に必要と考えられる保険に加入していること。

7 審査方法

- (1) プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下、「参加事業者」という。）から提出された企画提案書等により別に定める基準に基づいた審査方式で実施する。
- (2) 審査については、津市市民課窓口等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、第1次審査委員会は、本市の職員のうちから5名以内、第2次審査委員会は、識見を有する者及び本市の職員のうちから7名以内で構成する。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

- (3) 評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下「評価基準総合点」という。）により審査する。また、第1次審査または第2次審査で評価基準総合点が180点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。
- (4) 第1次審査は、書類審査により第2次審査対象者を選定する。
第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリング審査により評価基準総合点の最も高い者を選定し、最優先候補者とする。

8 契約手続き等

審査の結果により最優先候補者として決定された者を当該業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市市民課窓口等業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

【問い合わせ先】

津市市民部市民課

電話　： 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 4 3

E-mail：229-3143@city.tsu.lg.jp

津市公告第 2 0 号

津市ファミリー・サポート・センター業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

令和 3 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 津市ファミリー・サポート・センター業務
- (2) 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 提案見積限度額
1年度あたり 10,791千円
(第二種社会福祉事業のため消費税は非課税)

2 参加資格要件

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑(登録)証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

- を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 27 年訓 76 号）別表に該当しないこと。

3 プロポーザル実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和 3 年 2 月 18 日（木）から 3 月 4 日（木）午後 4 時まで
2	実施要領等の配布	令和 3 年 2 月 18 日（木）から 2 月 26 日（金）午後 4 時まで
3	質問書の受付	令和 3 年 2 月 18 日（木）から 3 月 1 日（月）午後 4 時まで
4	質問書の回答期限	令和 3 年 3 月 2 日（火）
5	参加申込書の提出期限	令和 3 年 3 月 4 日（木）午後 4 時まで
6	参加資格審査結果通知	令和 3 年 3 月 8 日（月）
7	企画提案書等の提出期限	令和 3 年 3 月 11 日（木）午後 4 時まで

8	第1次審査（書面審査）	令和3年3月15日（月）
9	第1次審査の結果通知	令和3年3月16日（火）
10	第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和3年3月19日（金）
11	審査結果通知	第2次審査後速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市ファミリー・サポート・センター業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市ファミリー・サポート・センター業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

津市公告第 2 1 号

養育支援訪問事業における育児及び家事支援業務について、次のとおりプログラザルを実施しますので、公告します。

令和 3 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 養育支援訪問事業における育児及び家事支援業務

(2) 契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 提案見積限度額

1年度あたり 3,256千円

(第二種社会福祉事業のため消費税は非課税)

2 参加資格要件

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

- を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年訓７６号）別表に該当しないこと。

３ プロポーザル実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和３年２月１８日（木）から ３月 ４日（木）午後４時まで
2	実施要領等の配布	令和３年２月１８日（木）から ２月２６日（金）午後４時まで
3	質問書の受付	令和３年２月１８日（木）から ３月 １日（月）午後４時まで
4	質問書の回答期限	令和３年３月 ２日（火）
5	参加申込書の提出期限	令和３年３月 ４日（木）午後４時まで
6	参加資格審査結果通知	令和３年３月 ８日（月）
7	企画提案書等の提出期限	令和３年３月１１日（木）午後４時まで

8	第1次審査（書面審査）	令和3年3月15日（月）
9	第1次審査の結果通知	令和3年3月16日（火）
10	第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和3年3月19日（金）
11	審査結果通知	第2次審査後速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市養育支援訪問事業における育児及び家事支援業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「養育支援訪問事業における育児及び家事支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

津市公告第 2 2 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更しましたので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、併せて別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 2 3 号

津市一志町波瀬の一部の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 3 年 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

波瀬・八手俣地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和 3 年 2 月 2 6 日から同年 3 月 1 8 日までの 2 0 日間

上記期間のうち、同月 1 1 日から同月 1 3 日までの期間については、波瀬出張所にて行います。同月 1 4 日については、アストプラザにて行います。同年 2 月 2 6 日から同年 3 月 1 0 日までの期間のうち土曜日及び日曜日を除く日並びに同月 1 5 日から同月 1 8 日までの期間については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課、波瀬出張所又はアストプラザ

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市上下水道事業告示第 8 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 3 年 2 月 18 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道

2 事業の期間

昭和 49 年 3 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和 3 年 2 月 18 日（木）から同年 3 月 4 日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

津市上下水道事業告示第 9 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社ヤマモト 住設	松阪市嬉野中川町 8 2 3 番地 2	令和 8 年 9 月 2 9 日まで
株式会社ニッセイ	津市豊が丘五丁目 5 番 7 号	令和 8 年 9 月 2 9 日まで
株式会社羽根工業	多気郡明和町大字明星 2 8 8 1 番地 7	令和 8 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 10 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 4 号の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 19 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社松井設備	四日市市日永西一丁目 7 番 1 号	令和 3 年 1 月 29 日

津市上下水道事業告示第 1 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社エヌ・エ ス・シー	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号 新宿住友ビル 1 9 階	令和 3 年 1 月 2 5 日から令 和 8 年 1 月 2 4 日まで

津市上下水道事業告示第 1 2 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 3 年 2 月 2 2 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市公共下水道

2 拡大区域（予定）

津市一志町八太の一部ほか

3 事業の期間

平成 8 年 1 1 月 6 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

5 縦覧期間

令和 3 年 2 月 2 2 日（月）から同年 3 月 8 日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

6 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

津市教育委員会告示第 3 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

- 1 招集の日時
令和 3 年 3 月 1 日（月） 午前 1 1 時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室
- 3 会議の事件
教職員の異動内示について

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告及び同条第 13 項の規定による監査委員の合議により決定することができない事項等を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 19 日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	西	山	み	え

別紙のとおり

第 1 監査をした者

津市監査委員 大 西 直 彦
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 八 太 正 年

第 2 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和 2 年津市監査委員告示第 3 号）に準拠して監査を行った。

第 3 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 2 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 3 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- 4 市民部（市民課、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- 5 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 6 国体・障害者スポーツ大会推進局（総務企画課、競技運営課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、プレミアム付商品券推進室、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地

区画整理事務所、建築指導課)

- 12 建設部(建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所)
- 13 ボートレース事業部(経営管理課、事業推進課)
- 14 久居総合支所(地域振興課、市民課、福祉課、生活課)
- 15 河芸総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 16 芸濃総合支所(地域振興課(棕本財産区を含む。)、市民福祉課)
- 17 美里総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 18 安濃総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 19 香良洲総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 20 一志総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 21 白山総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 22 美杉総合支所(地域振興課、市民福祉課)
- 23 上下水道事業局(水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課)
- 24 上下水道管理局(経営企画課、上下水道管理課、営業課)
- 25 消防本部(消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課)、消防署(中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局(大学総務課、学生部、附属図書館)
- 28 議会事務局(議会総務課、議事課)
- 29 教育委員会事務局(教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館)
- 30 選挙管理委員会事務局
- 31 監査事務局
- 32 農業委員会事務局

第4 監査の対象年度及び事項

原則として令和2年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、

令和元年度以前のものを対象に含めた。

第5 監査の期間

監査の期間は、令和2年9月1日から令和3年2月9日までである。

第6 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第7 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 政策財務部

収税課

収納金管理の徹底について

市税の賦課・徴収事務は、行政運営の根幹を支えており、特に収税課では、徴収事務において最も重要な役割を担っている。ところが、昨年8月には、市税納付金13万4,260円の紛失、10月には職員による収納金40万2,960円の着服が起きている。こ

れらは事務処理誤りでは済まされない事故、事件と言える。１０月に引き起こされた事件は、８月の紛失事故の後、事務処理方法を見直した直後に生起しており、その管理方法の見直しが機能しなかったと言わざるを得ない。

リスク管理においては、市税の収納金を管理しているため、事故、事件を生じさせない、より厳格な処理、管理が求められることは当然である。

このように、現金を直接又は間接に扱う所属については、特に管理職員の管理監督責任も厳しく問われるところとなる。

収税課においては、業務リスクの徹底的な洗い出しにより、不正不当な処理の根絶を図る仕組みの構築と組織の規律の保持、維持に努めるとともに、常時の改善を徹底されたい。

２ 市民部

(１) 市民交流課

公共自転車等駐車場の在り方の整理・見直しについて

東海旅客鉄道株式会社から年間約１６０万円で賃借している津新町駅北公共自転車等駐車場について、定期的に現地確認を行ったところ、区画によっては年間を通じて日中の利用がほとんどなく、有効利用されているとは言えない。利用者ニーズ、費用対効果を勘案し、同駐車場の在り方について整理・見直しされたい。

(２) 地域連携課

ア 町自治会交付金における加入世帯数の確認について

町自治会交付金については、各自治会の加入世帯数に２３０円を乗じて得た額に、定額の１万５，０００円を加算して交付金の額を決定しており、加入世帯数は、各自治会から提出される交付申請書に記載された申告件数としている。

住民基本台帳における町名と自治会名が一致している自治会について世帯数を確認してみると、大多数の自治会の加入世帯数は台帳上の世帯数と近似値となっている一方で、台帳上の世帯数を大きく上回る自治会も複数見受けられた。

住民基本台帳上の世帯数を大きく超過する理由が見当たらない場合は、自治会員名簿の提示を求めるなど、より適正な加入世帯数の確認に努められたい。

イ 集会所建築等補助金の過大支出について

集会所建築等補助金の交付金額については、津市集会所建築等補助金交付要綱取扱基準において、補助対象額から10万円を控除し、2分の1を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とされている。

しかしながら、令和元年度において、千円未満を切り捨てないまま交付確定され、補助金を過大に支出しているものが1件あったことから、所要の措置を講じられたい。

(3) 地域調整室

津市共同浴場運營業務委託の在り方の見直しについて

津市共同浴場（さくらゆ）については、平成26年度より、さくら湯運営委員会に運営を委託し、使用料の徴収業務についても、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、私人である同委員会に委託している。同条第3項において、歳入の徴収の委託を受けた者は、会計管理者又は指定金融機関等に必要書類を添えて払い込まなければならないと規定されているが、実際には、地域調整室及び中央市民館の職員が交代で浴場へ現金回収に赴き、払い込みを行ってきっていた。

また、仕様書に規定のある設備器具等の維持管理業務の範囲が不明確であり、浴槽ろ過設備清掃、消毒薬補充、試運転等については、市の業務となっていた。

加えて、契約額と同額となっている委託料の予算積算は従事員6名の人件費のみとなっているが、実際の労働実態の確認、契約額の妥当性について検証が行われていなかった。

地域住民が利用する施設ではあるが、公金取扱いの責任が不明確であること、労働実態及び契約額の妥当性を検証していないことは、施設管理者として適切な対応とは言い切れないことから、直接雇用による直営方式を含めて、業務委託の在り方を見直しされたい。

3 健康福祉部

(1) 福祉政策課

補助金交付事務における適用法令の明確化について

社会福祉法人津市社会福祉協議会に対する補助金について、社会福祉法第58条第1項の規定に基づく補助金を交付すべきところ、適用法令が不明確な補助金交付事務が行われてきていた。

今後は、津市社会福祉法人の助成に関する条例及び同条例施行規則を適用していることを明確にした上で、より適正な補助金交付事務を行われたい。

(2) 子育て推進課

適正な債権管理について

保育所利用者負担金等について、当該負担金等の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。

また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。

さらに、延長保育サービス利用料及び一時保育料については、これまで不納欠損処分を行った実績はなく、収入未済額の中には、すでに消滅時効が完成している金額が含まれていることから、金額を精査の上、不納欠損処分をされたい。

(3) こども支援課

適正な債権管理について

不正受給による児童扶養手当過年度返還金について、児童扶養手当法第23条第2項及び津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料並びに同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。

また、児童手当過年度返還金等他の債権についても、同様に督促手数料及び延滞金を徴収していないものがあることから、これを徴収されたい。

4 商工観光部

(1) 商業振興労政課

不適正な補助金審査について

商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）、令和2年度商店街等新規創業支援

事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づき交付事務を行っている。

取扱要領については、令和２年７月２７日に改正したにもかかわらず、同月３１日付け津市大門商店街商業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。

また、取扱要領第１０条第４号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。

加えて、取扱要領第１４条第４号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。

これらのことは、書類等の審査が適正に行われているとは言えず、速やかに所要の措置を講じられたい。

なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者に売上傳票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。

今後、当該補助金の執行については、必要に応じて改装前後の現地調査や営業状況を確認するなど、確認方法を見直し、適正な補助金執行を徹底されたい。

(2) 観光振興課

補助事業の適正な実績確認及び補助金充当経費の見直しについて
観光誘客活動支援事業補助金について、雲出川漁業協同組合の稚アユ・アマゴ放流事業を補助対象経費として補助金を交付しているが、令和元年度の実績報告書にはポスター、広告、案内状等で雲出川観光のＰＲをしたとの記述はあるものの、放流実施時の写真と、釣り人の写真が添付されているだけで、ポスターの作成枚数、掲示場所等について確認されていなかった。

当該補助金は、観光客誘客宣伝活動団体の観光客誘致を支援することが目的であるから、宣伝に係る経費も補助対象経費とすることを検討し、ポスター、広告等の観光客誘致活動の実績を書面として

確認されたい。

5 都市計画部

都市政策課

(1) 補助金交付決定額の配分方法の再検討について

津市まちなみ修景整備事業補助金における令和2年度の補助金交付決定について、4月1日付けで事前協議申出書を提出した3者は、交付申請額に対し、満額の交付決定を受けていたが、4月10日付けで事前協議申出書を提出した1者は、予算残額の関係から交付申請額119万円に対し、53万5,000円の交付であった。

4者はいずれも5月22日付けで正式な交付申請書を提出しており、補助金予算執行の公平性・透明性を確保する観点を考慮し、交付決定額の配分方法について再検討されたい。

(2) 補助金に係る消費税仕入控除への対応について

津市まちなみ修景整備事業補助金について、個人、事業主、宗教法人まで、要件を満たす全ての者が補助事業者となるが、補助対象経費に工事費の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含んで補助金を交付しており、課税事業者が消費税を含んだ補助金を受給し、消費税仕入控除を行った場合、消費税分について補助金の過払いが生じる可能性があることから、補助金の過払いが生じないように交付要綱等の内容を見直されたい。

6 ボートレース事業部

(1) 経営管理課及び事業推進課

ア 地方公営企業法等の関係法令に基づく適正な会計処理について

令和元年度末から令和2年度にかけて、競艇場内の旧発走信号用大時計をスタンド棟玄関前に移設・設置するためのモニュメント架台新設を修繕として発注し、営業費用の修繕費として会計処理していた。

工作物等の新築に係る工事執行については、固定資産に計上するものであることから、発注内容と勘定科目の整合性を十分に確認し、地方公営企業法等の関係法令に基づく適正な会計処理に努められたい。

イ 適正な償却資産の会計処理及び予定価格の積算による競争入札の

執行について

津市モーターボート競走場場内水路際駐車場修繕（実際には車止めの破損修繕ではなく新設）について、請負業者の見積金額 45 万円のうち 40 個の車止め設置工事費が 27 万円（1 個当たり 6,750 円）となっているが、建設部発注の久居駅東口駐車場整備事業における車止め設置単価は令和 2 年度単価に換算すると 1 個当たり 490 円であり、10 倍以上の単価での契約となっていた。

また、危険回避のための車止めの新設は償却資産の取得（固定資産の計上）に該当するものであるが、営業費用の修繕費として会計処理していた。

今後は、対象工事等の適正価格の確認及び新設、修繕の区別を適正に処理するとともに、施設修繕においては担当課執行ができる上限の 50 万円を安易に予定価格とするのではなく、他課に類似工事の単価を確認するなど、適正な予定価格を積算し、競争原理が働く競争入札を執行されたい。

(2) 経営管理課

補助事業の適正な実績確認について

津市モーターボート競走場周辺地区環境整備等事業補助金について、提出された事業実績を示す領収書では、補助事業を実施したことを確認できない団体があったことから、写真等の資料を徴取し、補助事業の適正な実績確認を徹底されたい。

(3) 事業推進課

不適正な修繕事務の執行について

令和元年度、令和 2 年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第 11 条に規定される予定価格を定めることなく執行していた。

また、業者から提出される見積書、請書等の日付を職員が記入しているもの、砂消しゴムにより書類の日付を書き換えているものや、温水洗浄便座、駐車場の車止めを新設したにもかかわらず、故障や破損により修繕したと偽って支払書類を作成しているものも確認された。

さらに、見積りを依頼した業者が他者の見積書を徴取しているものや、他者の見積書の品名、数量、金額等を空欄で提出させ、職員が空欄を記入しているものが複数確認された。

加えて、修繕発注担当者が完了検査も行っており、責任者が修繕内容を把握していないものもあった。

今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。

7 久居総合支所

地域振興課

適正な農林事業分担金の徴収について

農地一般事務事業における使用料及び賃借料（機械借上料）については、平成5年の災害による長野川災害関連工事で変更となった可動堰に堆積する土砂撤去のための費用として計上されてきたが、現在においては農道路盤整正、農道舗装等にも支出されていた。

これらの事業の内容を鑑みると、本来市単土地改良事業で実施すべきものであり、津市農林事業分担金等徴収条例に基づく分担金の徴収が必要なものもあるが、受益者による労務提供をこれに代わるものとして整理し、同条例に基づく分担金を徴収しないこととしていた。以上のことから、各事業の内容等を確認し、分担金の徴収の整理を行った上、所要の措置を講じられたい。

8 美里総合支所

地域振興課

適正な債権管理について

長谷山ハイツ汚水処理施設使用料について、当該使用料の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。

また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。

9 上下水道管理局

営業課

(1) 再開栓手数料の徴収方法について

再開栓手数料の徴収は、津市水道事業給水条例第32条第1項

第 5 号の規定に基づき、申込者から申込みがあった際に徴収することとなっているが、これを怠り、令和 2 年 8 月 3 1 日現在で、2 7 5 件 2 4 万 7 , 5 0 0 円の未収金が確認された。

これらの回収に努めるとともに、手数料を徴収後に再開栓するよう徹底されたい。

(2) 水道料金の返還について

共同住宅等の水道料金について、津市水道事業給水条例第 2 4 条では、水道使用者等から申請があった場合、管理者が定める基準に適合していると認めるときは、メーターは 1 3 ミリメートルの口径がそれぞれ設置されているものとみなして計算した額の合計額を料金とすることができるとされている。

令和 2 年 6 月、集合住宅の所有者から、特に案内がなく特例措置の制度を知ることができなかったため建設当時に遡り適用してほしい旨の申し出があり、給水申請当時に担当者からの説明不足による給水契約の内容に錯誤があったとして不当利得と整理し、入居開始の平成 2 9 年 5 月分から令和 2 年 5 月分までの水道料金 9 3 万 6 , 8 5 2 円及び遅延利息 6 万 9 , 3 3 5 円を返還した。

しかしながら、特例措置については申請主義であることから、市が行った収納処理に誤りがなく、市が返還する必要はなかったと考えられる。今後は、毅然とした対応による徴収業務に努められたい。

10 三重短期大学事務局

大学総務課

(1) 津市公印規則の遵守について

津市事務専決規程における決裁区分が局長及び局次長の委託契約書に使用する公印は、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後はこのようなことがないように、津市公印規則第 3 条に規定される公印使用の範囲を遵守されたい。

(2) 不適正な修繕事務の執行について

令和元年度、令和 2 年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第 1 1 条に規定される予定価格が定められていなかった。

また、日付が未記入の見積書や、修正テープにより書き換えら

れた請書、修繕実施後に関係書類を作成していたと思われる決裁書類や、業者によって見積内容が相違した見積書など不適正な事務処理が行われていた。

今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。

(3) 実効性ある未収金対策について

短期大学使用料（授業料）については、平成21年3月9日付け監査委員告示第1号において、未収金の早期回収を指摘したところであるが、指摘時の平成20年度末において14万2,500円であった未収金は、令和2年7月31日現在331万7,500円へと大幅に増加していた。この間、漫然と催告書を送付するだけで、実効性のある未収金対策は何らなされていなかった。

督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、強制執行等の措置をとらなければならないことから、法的手段による実効性ある未収金対策に取り組まれない。

11 教育委員会事務局

久居教育事務所

緊急随契の濫用について

プールサイドシートの貼替修繕について、令和元年5月13日に立成小学校、同月14日に成美小学校、同月15日に桃園小学校、同月16日に栗葉小学校と4日連続で、同一の業者選定及び緊急随契理由により同一業者へ発注していた。プールサイドシートの貼替が必要になったのは経年劣化によるものであり、児童が怪我をする恐れがあるという主たる理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定される緊急随意契約（以下「5号随契」という。）を適用するには、あまりに安易である。

また、各小学校プールでの修繕実績があり現場に精通しているという同一業者の選定理由についても、プールサイドシート貼替の難易度、現場近接状況等を考慮すると、契約事務に求められる公正性、透明性を確保するには不十分である。

その他の学校施設修繕においても、その多くが適用の認め難い5

号随契となっていることから、緊急随契を濫用していると言っても過言ではない。

さらに、久居地域以外の業者を前例踏襲で選定している場合が多く見られる。今後、経年劣化、老朽化による修繕については、各学校と十分に協議を行い、指名競争入札又は見積合わせにより、公正性、透明性及び競争性を確保した上で執行されたい。

第8 合議不調による意見

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項について、監査委員の合議により決定することができない事項については、次に記載するとおりである。

1 違法な普通財産の貸付けについて

(1) 八太正年監査委員の意見

ポルタひさい内における普通財産については、飲食店、医療施設等に貸し付けているが、これらの賃貸料は、平成25年度に久居都市開発株式会社から土地建物を取得した際に、テナントとして入居していた事業者と同社が個別に異なる㎡単価により締結していた賃貸料を引き継いでいるものである。

市の説明によると借地借家法第31条の規定に基づき賃貸借契約を承継しているとのことであるが、地方自治法第237条第2項において「普通地方公共団体の財産は、（中略）適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない。」と規定されており、個別に異なる㎡単価で貸し付けていることは、適正な対価で貸し付けなければならない規定に反するものである。

そもそも、賃借権を消滅せず取得したことは、津市財産に関する条例第2条における「財産を買入れ、交換又は寄附等により取得しようとするときは、（中略）私権の設定その他特殊の義務のあるものについては、所有者又は権利者にこれを消滅させる等適当な措置をしなければならない。」の規定に反するものである。

よって、地方自治法の規定に基づき、適正な対価による貸付けを行うとともに、同条例にかかる法令違反について、市としての説明責任を果たされたい。

(2) 大西直彦監査委員、駒田修一監査委員及び安藤友昭監査委員の意見

ポルタひさい内の普通財産の賃貸料は、テナントとして入居していた事業者と久居都市開発株式会社が締結していた賃貸料を引き継いでいるものであり、その根拠は借地借家法に基づくものであった。財産購入の過程の中で、賃貸料を引き継いだことには理解ができる。

よって、是正措置を講じることなどを求める事項とまでは認められない。

2 業務委託における最低制限価格制度導入による津市公契約条例の遵守について

(1) 八太正年監査委員の意見

市が発注する業務委託（工事に付随する設計等業務委託を除く。以下同じ。）については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により設定することができる最低制限価格を設定せずに、競争入札が実施されている。

その結果、一部の業務委託では、事業者間の競争の激化、落札価格の下落等により、労働者の賃金その他の労働環境が悪化し、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とした津市公契約条例に反する状況となっている。

業務委託の中でも特に、美杉地域ごみ収集運搬業務委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号において「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と規定されているにもかかわらず、予定価格の3分の2の額を下回る価格での落札が続いており、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあり、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるか否かを判断するために行う津市履行体制調査まで行われている状況である。

よって、美杉地域ごみ収集運搬業務委託においては、同号の規定に反する状態にあることから、当該業務に最低制限価格を試行的に設定するなど、段階的に業務委託の範囲を拡大することにより、業務委託における最低制限価格制度を導入し、同条例が遵守される環境整備に努められたい。

(2) 大西直彦監査委員、駒田修一監査委員及び安藤友昭監査委員の意見

美杉地域ごみ収集運搬業務委託について、津市履行体制調査制度実施要綱に基づき調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされる

ことを確認している。

よって、落札額が、予定価格の3分の2の額を下回る価格であったことが、津市公契約条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に反するとまでは言えない。

また、最低制限価格制度を導入しなければ津市公契約条例の遵守ができないものではないため、是正措置を講じることなどを求める事項とは認められない。

第9 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 事務誤りの再発防止について

昨年4月の資産税課における固定資産税・都市計画税納税通知書の重複送付に始まり、6月には市民税課における租税条約により課税が免除となる方への令和2年度市民税・県民税納税通知書の誤送付、8月には収税課における収納金の紛失、徴収猶予の特例の適用者に対する督促状の誤送付と、税3課において事務誤りが立て続けに生じた。事務誤りの原因は、いずれも照合リストの作成ミス等の基本的な確認不足によるものであり、他課での事務誤りを、職員一人ひとりが自分事として捉えて業務を行っていれば十分に防げたものと判断する。税部門に限らず、通知書等の発送業務は、市民とつながる基本的かつ重要な業務であるから、自分の業務でも起こり得るという前提で改めて業務マニュアル、チェックリストを見直しするなど、事務誤りが生じることのない確実な事務を徹底されたい。

2 組織の規律保持と絶えざる改善について

昨年8月に収納金の紛失が判明し、収納金取扱業務を見直して間もない10月に、収税課職員が納税者から納付された税金を着服し、市民の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。本件着服は、徴税吏員としての公務員倫理の欠如が最大の要因ではあるが、悪意を持った職員の不正を許してしまった組織としての公金の管理体制に甘さがあったものと言わざるを得ない。

二度とこのような職員を生み出さないよう組織の問題として捉え、管理職員においては、厳正な公金管理の在り方について再度点検・見直しを行い、不正や事務誤りが未然に防止できる仕組みの構築と組織の規律

保持に努めるとともに、絶えざる改善を徹底されたい。

3 適正な債権管理について

令和元年度一般会計・特別会計決算審査を踏まえ、未収金に係る財務事務の執行を重点の一つとして監査を実施したが、複数の課において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例に基づき、督促手数料及び延滞金を徴収する必要があるところ、徴収していない事例、消滅時効の完成により債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処分されていない事例が見受けられた。また、決裁手続を経ないまま、延滞金を免除している事例も見受けられた。

大学総務課においては、何ら実効性ある対策がとられないまま授業料の未収金が増加の一途をたどっていた。

これらの主たる要因は、前例踏襲による債権管理、担当職員の知識不足によるものである。庁内には債権管理に係る高度な専門性、ノウハウを蓄積している所属もあることから、各所属が相互に連携、情報共有することで適正な債権管理を行い、市民負担の公平性の確保、歳入確保に努められたい。

4 不適正な財務事務の執行について

(1) 不適正な修繕の契約及び支払関係書類の作成について

一昨年度、昨年度と不適正な修繕事務の執行について指摘し、再発防止策を講じるよう意見したが、今年度においても複数の所属で依然として同様の不適正な財務事務が行われていたことは誠に遺憾である。

見積りを依頼した業者に他者の見積書も徴取させ、見積合わせを実施したかのように装い特定の業者と契約する行為は、官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）に抵触する危険性がある。

また、砂消しゴムによる日付の書き換え、実際の施工期間と異なる日付の加筆、温水洗浄便座、駐車場の車止めの新設を故障や破損により修繕したとする契約・支払関係書類を作成することは、刑法第156条（虚偽公文書作成等）に抵触する危険性があることを常に念頭に置いて、職員一人ひとりが適正な契約事務を徹底されたい。

(2) 適正な分担金の徴収について

久居総合支所地域振興課において、過去の実態から、津市農林事業分担金等徴収条例に基づく分担金の徴収について、受益者による労

務提供をこれに代わるものとして整理し、同条例に基づく分担金を徴収しないこととしているものがあった。安易に前例踏襲で行ってきたものであり、適正な分担金の徴収を徹底されたい。

(3) 不適正な補助金執行について

商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、補助金の交付申請時、実績報告時に重要な必要書類の提出がないまま恣意的な制度運用により申請を適格と認め、補助金執行したことは、補助金執行に求められる透明性・公平性・客観性を確保しているとは言い難い。

社会経済情勢が大きく変化する中、補助事業者の要件、補助対象事業等を明確に定義することは難しい局面もあるだろうが、補助金制度を絶えず見直し、商店街等の活性化、新規創業に資するよう、適正な補助金執行に努められたい。

5 同一担当内での時間外勤務等の偏りについて

時間外勤務等については、時間外勤務命令を行うことができる上限が、津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定められている。ところが、ある所属においては、令和2年8月31日現在、同一担当内において、8名のうち2名は1か月45時間を超えた月はない一方で、3名は1か月100時間を超える月があり、総時間数で換算すると、1人当たりで10倍近い差が生じていた。他にも特定職員に業務負担が偏っている所属が見受けられ、管理職員によるマネジメントが働いていない状況と言える。

管理職員においては、担当内業務の進捗状況、各担当者の業務負担、健康状況を適切に把握し、担当内での時間外勤務等の総時間数の削減、担当内業務の平準化に努められたい。

6 補助金の必要性・効果を評価・検証する仕組みの構築について

補助金の執行については、今年度より速やかな予算執行等の事務処理の観点から、各部長または各課長等の執行権限において行われることとなったため、監査の重点の一つとした。

監査を通じて感じるのは、補助金交付の法的意味合い、本来の行政目的を十分に理解しないまま、前例踏襲で補助金を交付すること自体が目的化していることである。現在、個別の補助金の必要性や効果を評価・検証する仕組みはなく、客観的な立場から、評価・検証が行われる機会が減少していることが要因の一つと考えられる。

個別法に基づく補助金を除き、市が交付する補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき「公益上必要がある」場合に限られる。そして、その財源は、市民からの貴重な税金であることから、補助金執行に当たっては、何よりも市民から十分な理解が得られる透明性、公平性及び客観性が求められていることを忘れてはならない。

改めて、補助対象事業は公金により実施されるという認識に立ち、補助金の事業効果や市民への説明責任が果たせるよう、補助金の必要性や効果を評価・検証する仕組みが構築されることを望む。

7 内部統制制度の導入検討について

不適正な修繕事務の執行・契約・支払関係書類の作成、不明確な分担金の取扱い、不適正な補助金執行に共通する要因は、組織としての内部統制機能が有効に機能しなかったということに尽きる。

地方自治法の改正により、本市においては、昨年4月から内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制を整備する努力義務が課せられている。内部統制機能が有効に機能しなかった原因を分析し、地方自治法に基づく内部統制制度の導入検討を強く望む。

8 結び

昨年は、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、国からの小中高等学校等の一斉休校要請や緊急事態宣言の発令により、市民生活、地域経済が大きな影響を受け、社会の在り方も大きく変化した1年であった。

そのような中、本市においては、感染拡大防止対策をしっかりと継続しながら、市民の不安解消、家計や事業者支援、新しい生活様式に対応していくための環境整備など、次々と現れてくる問題に適時適切に取り組まれた1年であり、その尽力ぶりに敬意を表するところである。

一方で、収税課職員による収納金着服は、公務員としてあるまじき行為であり、また特定自治会との不適切な関係により、公正・公平であるべき業務の執行がゆがめられるような事実が明るみとなったことは、誠に遺憾であり、市民からの信頼を失った1年であったとも言えよう。

市民からの信頼を回復するのは、決して平坦な道のりではなく、そのためには、困難な局面や様々な課題に向き合い信頼を一から積み重ねていかなければならない。今年が、信頼回復に向けて力強く一步を踏み出す年となることを期待して、意見の結びとする。

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 19 日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

別紙のとおり

第 1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和 2 年津市監査委員告示第 3 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次の財産区における令和 2 年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和元年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第 3 監査の期間

監査の期間は、令和 2 年 1 2 月 4 日から同月 2 4 日までである。

第 4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第 5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。